

城西大学生命科学研究センター運営委員会細則

平成4年4月1日制定

(目的)

第1条 この細則は、生命科学研究センター規程第6条に基づき、生命科学研究センターの運営を円滑にするために設置する生命科学研究センター運営委員会（以下「委員会」）の構成及び運営に必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会には次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 生命科学研究センター所長
 - (2) 生命科学研究センター副所長
 - (3) 研究員
 - (4) 事務長（生命科学研究センター担当）
 - (5) その他本センターの運営上必要と認められたもの
- 2 運営委員会の委員長は所長がこれにあたる。
 - 3 運営委員会の副委員長は副所長がこれにあたる。
 - 4 委員長は必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故ある時は副委員長がこれを代行する。
 - 5 委員長は必要がある時は教職員の出席を求め意見を聞くことができる。

(任命)

第3条 委員は所長の推薦に基づき、学長がこれを任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補員の任期は所長の任期に適合する期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は下記の事項を審議する。

- (1) 生命科学研究センター運営に関する事項
- (2) 生命科学研究センター利用に関する事項
- (3) 動物実験指針の運用に関する事項

(報告)

第5条 委員長は委員会の主な審議事項について、学長に報告する。

(記録)

第6条 委員会の記録作成等の事務は実験センター事務長がこれを処理する。

附則 この細則は、平成4年4月1日から施行する。

附則 この細則は、令和3年7月28日から施行する。